

(写)

龍ヶ崎市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

龍ヶ崎市長 中山 一生

龍ヶ崎市条例第32号

龍ヶ崎市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市予防接種健康被害調査委員会条例（平成26年龍ヶ崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「一般社団法人龍ヶ崎市・牛久市医師会」を「一般社団法人龍ヶ崎市医師会」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の龍ヶ崎市予防接種健康被害調査委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第2項第1号の規定により委嘱された龍ヶ崎市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に改正後の第3条第2項第1号の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。